

諮問庁：国立大学法人京都大学

諮問日：平成27年3月12日（平成27年（独情）諮問第11号）

答申日：平成29年12月19日（平成29年度（独情）答申第45号）

事件名：医学部附属病院において特定治療を受けた患者の状態が分かる文書の  
不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「京大病院における移植医療が行なわれ（C型生体肝移植にかぎる）、現在迄インターフェロン、第1、第2、第3世代の新薬が出されていますが、現在移植患者がどのような状態におかれているかわかりません。統計的なものがあればそれでもよい。保有する情報を開示して下さい。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人京都大学（以下「京都大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成26年11月5日付け京大総法情第137号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、異議申立人から提出された意見書には諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、本答申ではその内容は記載しない。

##### （1）異議申立ての理由

新薬のデータの評価を要求しているのではない。現在、京大病院移植患者がどのような状態に置かれているのかのご返事がないので、医学部の医療情報を統計手法で知りたいので開示請求した。

不開示（不存在）は、国立大学法人としてあってはならぬ決定である。患者不在の医療とみなされるおそれがある。

京大病院は、独立行政法人通則法に準拠する大学法人である。大学教育・研究機関とは別に独立した行政機関として、国から科学研究助成金、補助金、大学運営費の支援を受けている。組織運営に組織規律・透明性・説明責任・評価報告が義務付けられている。

この不開示（不存在）決定では、肝胆膵・小児科・腎臓内科等の移植医療を研究している医局員の評価が正当ではない。この決定は、患者に対して患者全体を見ず、人（症状がそれぞれ違う患者）だけを見て、研究・治療をしている。5年前ではあるが、京大病院移植外科がご尽力されHP等で公開している（例：平成26年12月9日HPを京都大学にFAX済み）。実際は、調査研究され、保有文書として存在しているはずである。行政機関として、大学として、3年ごと評価が義務づけられている。患者も全体の動向を知らないでは、新しい医療・治療にどう対処するか判断できない。患者として僭越だが、移植患者が多い大学病院として、1年毎、遅くとも3年毎には、現状での中間報告の公開をお願いしたい。医学部保有情報が本当に0であるなら、本意ではないが、患者のために平成21年5月14日第42号に基づく内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問する異議申立てをする。

## (2) その他

H26.12.5補正の回答：勉強不足・評価名称知らない教えて下さいとは、国立大学法人の虚偽で、透明性に欠ける。言うまでもなく本件評価は、国立大学法人として国立大学法人法35条で文部科学省に報告義務づけられている。中期・年度ごとの評価である。本件は評価委員の「定める評価」を指しているのではないが、評価の理念、概念、精神である。国から研究費等の助成を受け、研究しているのであれば、「定める評価」項目にかかわらず、医学部医局ごとに自主的に成果、実績を文科省のみならず国民に情報公開する必要がある。強いて評価制度で言うならば、項目別評価「自己点検・情報公開等」を指す。総務省の国立大学法人京都大学医学部附属病院評価HPは概略で、全く不明・透明性に欠ける。本件は大学が単純に附属病院に問うだけでなく、医学部の中で社会健康医学等にも保有情報を開示請求して下さい。以上のことは開示請求の際、説明し、担当者に申し渡している。

（本答申では添付資料は省略）

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 異議申立てに係る原処分

法人文書不存在による不開示決定。

京都大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）においては、開示請求に係る新薬について、現在、その有効性や副作用に関するデータの収集を行っている段階であり、データの分析や検証には至っていない。開示請求のあった法人文書は、作成しておらず、保有していないため、不開示とする。

### 2 原処分を行った理由

本件は、異議申立人からの、附属病院におけるC型生体肝移植患者が現

在どのような状態に置かれているのかがわかる文書の開示請求に対し、処分庁が行った当該法人文書は保有していないとして不開示とした決定を取り消し、全部開示又は一部開示を求めるものである。

本件開示請求については、開示請求文書が具体的に特定されておらず、どのような文書を特定してよいかわからないため、処分庁は開示請求者に具体的な文書を例示して説明してほしい旨要請したが、開示請求者からは具体的に文書を特定できる回答は得られなかった。このため、処分庁は開示請求書の文面から肝移植患者に対する治療薬の有効性等に関する文書と推量し、探索を行った結果、該当する文書を保有していないとして不開示決定を行ったものである。

この決定に対して、異議申立人は、異議申立書で新薬のデータの評価を要求しているわけではなく、「現在、京大病院移植患者がどのような状態に置かれているのか、医学部の医療情報を統計手法で知りたいので開示請求した。」として、不開示決定の不当性を主張している。

異議申立てを受けて、諮問庁は異議申立人に開示を求める具体的な文書を特定するよう再度求めたが、異議申立人は京都大学にどのような文書が存在するのかわからず、具体的な文書を明示することはできない、京都大学から該当すると思われる文書を提示すべきであるとして、文書特定には至らなかった。諮問庁は、再検討の結果、C型肝炎で肝移植を受けた患者は、その多くが移植後にC型肝炎を再発しウイルスに対する治療が必要になることから、治療薬の有効性に加えて、どのような治療を受けてどれぐらいの患者がウイルス陰性化しているのか、改善せずに再度C型肝炎に移行した患者がどれぐらいいるのかなど肝移植後のC型肝炎の治療結果に関する文書と推量し、改めて探索を行ったが、該当する法人文書は保有していなかった。

また、本件については、異議申立人から参考資料として、附属病院の肝胆膵・移植外科／小児外科のホームページに掲載されている肝移植の記事の送付があったが、異議申立人は、これは肝移植の概要であり、C型肝炎肝移植患者が置かれている現状の詳細ではなく、求める文書ではないとしている。異議申立人は、ホームページに肝移植の概要が掲載されていることから、附属病院においては詳細な調査研究が行われ、研究結果を文書として保有しているはずであるとして開示を求めるが、仮に調査研究が行われていたとしても、教員個人の研究段階での公表されていない文書は当該教員の個人文書であり、法人文書には該当しない。

一方で、附属病院の講師（医師）2名が医学雑誌に寄稿した総説「肝移植後の抗ウイルス療法の新展開」を平成27年1月末に異議申立人に情報提供したが、異議申立人はこれも求める文書ではないとして依然新たな文書の開示を求めており、諮問庁は医学研究科にも範囲を広げて探索を行っ

たものの、該当文書を特定することはできなかった。

よって、諮問庁は、異議申立人の請求に係る法人文書は保有しておらず、処分庁の行った不開示の原処分維持が適当と考えるため、諮問を行うものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月27日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成28年4月18日 審議
- ⑤ 平成29年11月22日 委員の交代に伴う所要の手続の実施及び審議
- ⑥ 同年12月15日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 理由説明書(上記第3)で説明したとおり、本件請求に関しては、異議申立人が求める文書の特定に難航したが、異議申立人が異議申立書中で、開示請求を行った目的を「医学部の医療情報を統計手法で知りたい」と述べ、また「実際は、調査・研究され、保有文書として存在しているはず」と主張していることから、C型生体間肝移植を受けた患者の個別の診療録(カルテ)の開示を求めるものではなく、診療情報を基に本学が分析・研究を行った内容の文書を求めるものであることは間違いないと考えられる。

イ 一方で、大学においては、学術研究の根源的な価値は研究者の自由な発想に基づく独創性が担っているとの考えから、個々の研究者が自主的・自律的に研究活動を展開することが認められている。本学においても、研究者は各自が自由に計画立案して研究を行っており、大学が配分する経費による研究であっても、その研究内容については大学が何ら規制をするものではなく、研究者個人の研究として取り扱われている。よって、研究者がその研究の過程で作成、取得した文書も、各研究者が個々の研究活動に関して個人として保有しているものであ

り、法人組織としての利用を予定しているものではないため、法2条2項に定める「法人文書」には該当しない。

そのため、異議申立人が求める文書を、本学が法人文書として組織的に保有しているとすれば、下記aないしcに該当する文書となる。

a 本学が法人として組織的に行った研究等に関する文書

研究者個人や個人としての研究者の集合体とみなされる研究グループではなく、本学が法人として組織的に行った、C型生体間肝移植を受けた患者に関する研究の結果や、国等から報告を求められ、あるいは国立大学法人評価等の指標に用いる目的でC型生体間肝移植を受けた患者の診療実績等について集計、分析等を行った結果があれば、それは法人文書となるが、探索した結果、該当する文書は存在しなかった。

b 本学が広報、患者への説明等の目的で研究内容、診療実績等を紹介した文書

探索した結果、該当する法人文書は、異議申立人も異議申立書の中で言及している、本学医学部附属病院が作成した肝移植に関する情報提供資料のみだった。これは、患者等に対して肝臓移植医療の全体像を紹介することを目的として作成し、附属病院肝胆膵・移植外科／小児外科のウェブサイト上で公開した広報資料であるが、当該資料については、異議申立人は求める文書ではないとしている。

なお、当該資料は、附属病院の専門医が分担して、各々の知見に基づき執筆したものであり、資料中に掲載している、本学における「年次別小児・成人別肝移植症例数」や「生体肝移植生存率」等の統計データも、当該資料作成に当たり、執筆した医師が、自身が保有する研究データの中から適当なものを提供したものであるため、京都大学において当該資料の元となった分析結果や研究論文等を法人文書として別途保有しているものではない。

c 事務処理等の手続の過程で法人に提出された研究に関する文書

各研究者の研究に関する文書であっても、会計処理手続の必要上等で本学が提出を受けた場合には、本学が保有する法人文書となるが、探索した結果、請求内容に該当する文書は存在しなかった。

ウ 以上のとおり、探索した結果、本件請求内容に該当する法人文書の存在は確認されなかった。よって、本件請求に該当する文書は、存在するとしても、各研究者が個々の研究活動に関して個人として保有するもののみであり、これは前述のとおり法2条2項に規定する法人文書には該当しないため、文書不存在による不開示の原処分維持が適当と考え、諮問を行ったものである。

なお、諮問後、現在までに、本学が本件請求内容に該当する研究に

関する文書を作成，取得したという事実もない。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然，不合理な点があるとはいえ，これを覆すに足る事情も認められない。

したがって，京都大学において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，京都大学において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司